

各省庁において行政手続コスト削減に向けて対応の必要のある事項
(調査(統計調査以外)関係)

平成29年6月12日
行政手続部会

1. 行政手続コストの削減に向けて対応の必要がある事項

- (1) 各省庁は、調査(統計調査以外)に対する報告者の負担の声の受付、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等については、EBPM推進統括官の総括の下で行うこととし、必要な体制を整備すること。

(調査(統計調査以外)に関する取りまとめ(平成29年6月12日)3.(2)④参照)

- (注1) 調査(統計調査以外)の取組の対象は、調査票への記入やヒアリング調査への回答を求めることにより行う、事業者に対する調査やアンケートとしている。

(調査(統計調査以外)に関する取りまとめ 1.参照)

- (注2) 個別法上、監督官庁等に付与された資料提出命令、報告の徴収、立入検査等の権限に基づき行う調査については、「行政手続部会取りまとめ」における取組の対象とはされていない。

(行政手続部会取りまとめ(平成29年3月29日)Ⅱ2.(2)(注)参照)

- (2) 調査(統計調査以外)を行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの有無や所在を、自省庁のEBPM推進統括官に確認することにより、調査実施前に、類似調査の実施状況を把握し、調査実施の要不要も含めた検討を行うこと。

(調査(統計調査以外)に関する取りまとめ 3.(2)②参照)

- (3) 調査(統計調査以外)を行おうとする者は、その設計に当たっては、「行政手続簡素化の3原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」を踏まえた必要な検討を行うこと。

(行政手続部会取りまとめ Ⅱ4(1)①参照)

- (4) 調査(統計調査以外)を行おうとする者は、その設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減に配慮した調査票の作成、調査の実施方法の検討を行うこと。

(調査(統計調査以外)に関する取りまとめ 3.(2)③参照)

- (5) 調査（統計調査以外）を行おうとする者は、今後、統計委員会が実施を予定している報告者の声の募集において、個別の調査（統計調査以外）についての具体的な改善の提案の声があった場合には、統計委員会事務局の協力を得て、規制改革推進室から各省庁に連絡を行うので、具体的な改善の提案の声を踏まえた対応案の検討を行うこと。

（調査（統計調査以外）に関する取りまとめ 3.（2）① 参照）

2. 行政手続部会におけるフォローアップ

上記1. の各事項については、本年9月以降、行政手続部会が行う、各省庁の取組についてのフォローアップの対象となりうる。

（行政手続部会取りまとめ（平成29年3月29日）II 4（1）⑤ 参照）